

伊方3号機広島新仮処分は10月26日が決定文交付日

2018年10月12日（広島）

広島市の住民3人と松山市の住民1人の計4人が、昨年12月に広島高裁が下した伊方原発3号機の運転差止決定（野々上決定）に伴う差止期限（18年9月末）の無効または延長を求めてさる5月18日に広島地裁に仮処分申立（以下新仮処分）を行っていた事件で、広島地裁（民事第4部：裁判長・藤澤孝彦裁判官、右陪席・伊藤昌代裁判官、左陪席・内村諭史裁判官）は、10月26日（金）午前11時に決定文を交付する。

同事件は、6月14日に進行協議が開催され、争点は火山事象に絞る、裁判長の希望で火山事象に関する債権者・債務者双方のプレゼンを行うなどが決定された。8月3日に第1回審尋期日が開かれ、同日審理終結、決定を待つばかりになっていた。

新仮処分事件の前提となる野々上決定は、広島高裁で債務者（四国電力）の申立による異議審（裁判長・三木昌之裁判官、右陪席・富田美奈裁判官、左陪席・長丈博裁判官）で、さる9月25日に取り消されその効力を失っている。住民側は結論よりもどのような理由書が出されるのかを注目している。なお、決定要旨は住民側に3部交付される予定。

住民側の当日取組については別途プレスリリースでお知らせする。

（了）

伊方原発広島裁判原告団事務局

〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203

e-Mail: saiban_office@hiroshima-net.org

URL: <http://saiban.hiroshima-net.org>

プレス担当：哲野イサク（携帯電話 090-7899-4998）

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる